和

Ŧī.

年三

月二

四 日

金融庁

置

<u>ځ</u> n 有

監査法人のガバ な運営に関する原

金融庁企画市場局企業開 示課開示業務室長 長 補佐

金融庁企 画 市 場局企業開 示課課

た改革 進 心めら 重

者らの する。なお、本文中、 実効性を確保するための対応等につい こうした観点 内容および当局における監査法人の 個人的見解である 意見にわたる部分は、 では、 本改 がて解説の組み

本改訂の経緯

する原則

《監査法人のガ

バナンス・コード》」

改訂版

(以 下

「改訂版コード」という)

が公表

た

注

平成二九年三月に監査法人の

ス・コ

ド

。 以 下

ーコ

ード」という

まとめられた、「監査法人の組織的な運営に関

以 下

検討会」(座長・八田進二青山学院大学名誉教

「有識者検討会」という)において取り

査法人のガバナンス・コードに関する

三月三一日に策定され、 の取組みをサポートする観点から、 法 九に至っている れまでコードの受入れを表明した監査法人は コー 人における組織的な運営を確保するととも 監査法人の経営陣によるマネジメント改 F は、 大手上場企業等の監査を担 (図表1参照 約六年が経過した。こ 平 ·成二九年 う監

という)についての理解が深まり、

意工夫により実効的な組織運営の実現に向

こうした中、

一場企業等の

監査 0)

袓

手

Ď

部を改正する政令

「公認会計士法施行規則等の一部を改正す

!府令」(令和五年内閣府令第九号。

四

のほか、

「公認会計士法施行令等の (令和五年政令第一五号)」

法律の施行期日を定める政令 会計士法及び金融商品取引法の

(令和五年政令第

正法の施行日を令和五年四月一

日とする「公認

部を改正する

加者等におい

今般の改訂

。 以 下

各監査法人 「本改訂 被監査会社

株主および資本市場の参

が策定され

た後、

初めての改訂となる。

上場企業等の監査を担う監査法人はもちろん

目 次

はじめ

本改訂の内容 本改訂の経緯

べき役割 上場企業等を監査する監査法人が果たす 中小監査法人による受入れに馴染む工夫等

適用対象等 透明性確保 ための適切な情報開

当局の対応 日本公認会計士協会

0)

期

七六五四

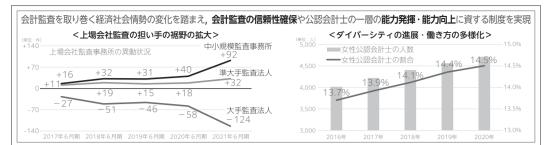
令和 和四年法律第四一号。 び金融商品取引法の一 録制度の導入等を内容とする「公認会計士法及 いて監査証明業務を行う監査法人等に対する登 環境変化を踏まえ、上場企業等の財務書類につ 野が拡大するなどといった会計監査を 四 また、これに伴う関連政府令として、 年五 月一八日に公布された(図 以下 部を改正する法律」(令 「改正法」 という 【表2参 改 が

[図表1] 監査法人のガバナンス・コードを採用した監査法人のリスト (令和5年3月24日現在)

査法人名 責任あずさ	法人のウェブサイトのアドレス (URL)	コードの適用状況の公表を行った ウェブサイトのアドレス(URL)
害任あずさ		7179 I NOT NOT (ORL)
法人	https://home.kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa.html	https://kpmg.com/jp/ja/home/about/azsa/ stakeholders/azsaquality.html
やき監査法	https://www.kagayaki-audit.com/index. html	https://www.kagayaki-audit.com/quality.html
監査法人	https://www.gyosei-grp.or.jp/	https://www.gyosei-grp.or.jp/principle/
監査法人	https://www.bdo.or.jp	https://www.bdo.or.jp/ja-jp/about/about-bdo-sanyu/approach-toimprovement-of-audit-quality
新日本有限 監査法人	http://www.shinnihon.or.jp/	https://www.ey.com/ja_jp/people/ey-shinni hon-llc/ey-shinihonaudit-quality-report
監査法人	http://www.seiyo.or.jp/	http://www.seiyo.or.jp/taiou/
有限責任監 人	https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/	https://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/governance/
責任監査法 ーマツ	http://www.deloitte.com/jp	https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/aboutdeloitte/articles/audit/audit-quality-report.html
監査法人	https://toyo-audit.jp/	https://toyo-audit.jp/quality/
き監査法人	https://pkf-hibiki-audit.com/	https://pkf-hibiki-audit.com/about-us/
Cあらた有 任監査法人	https://www.pwc.com/jp/ja/aboutus/ member/assurance.html	https://www.pwc.com/jp/ja/aboutus/mem ber/assurance/governance-code.html
C京都監査	https://www.pwc.com/jp/ja/kyoto.html	https://www.pwc.com/jp/ja/about-us/mem ber/kyoto/transparencyreport.html
ク有限責任 法人	https://www.ark-audit.com/	https://www.ark-audit.com/governance_code.php
監査法人	https://seiryo-audit.or.jp/	https://seiryo-audit.or.jp/aboutus/index.html
監査法人	http://www.inouekansa.jp/index.html	http://www.inouekansa.jp/governancecode. html
法人A&A トナーズ	https://www.aap.or.jp/	https://www.aap.or.jp/about/management/
監査法人	https://www.seiyu.or.jp/	https://www.seiyu.or.jp/about/
法人アヴァ ィア	https://www.avantia.or.jp/	https://www.avantia.or.jp/quality
監査法人	https://www.ohwa-audit.co.jp/about/group/ohwa/	https://www.ohwa-audit.co.jp/about/gover nancecode/
	監 新監 監 有人 責一 監 き C 任 C ク法 監 監 法ト 監 法イ で 査 監 あ監 京 有人 査 査 人 ナ 査 人 で 法 た法 監	監査法人 https://www.gyosei-grp.or.jp/ 監査法人 https://www.bdo.or.jp 新日本有限 http://www.shinnihon.or.jp/ 監査法人 http://www.grantthornton.jp/aboutus/ audit/ 責任監査法 https://www.deloitte.com/jp 監査法人 https://www.deloitte.com/jp 監査法人 https://pkf-hibiki-audit.com/ Cあらた有 https://pkf-hibiki-audit.com/ 任監査法人 https://www.pwc.com/jp/ja/aboutus/ member/assurance.html C京都監査 https://www.pwc.com/jp/ja/kyoto.html ク有限責任 https://www.ark-audit.com/ 監査法人 https://www.ark-audit.com/ 監査法人 https://www.inouekansa.jp/index.html 法人A&A http://www.aap.or.jp/ 監査法人 https://www.aap.or.jp/ に法人アヴァ https://www.avantia.or.jp/

融庁長官に指定されており、 計監査の更なる信頼性確保に向けて」 談会(令和三事務年度) 表された「会計監査の在り方に関する懇 示を行うための体制を整備することとさ た業務を実施する体制や充実した情報開 を監査する監査事務所は、 この組織的な運営に関する原則として金 条)などの整備を義務づけた。コードが 況を公表するための体制 するための体制および当該原則の適用状 長官が指定するものに沿って業務を実施 組織的な運営に関する原則として金融庁 状況等に係る評価結果等を公表する体制 規則」という)で、 令による改正後の公認会計士法施行規則 監査法人の業務管理体制として、 四の二の登録を受けた公認会計士または に公布 正府令」という)が令和五年一 公表する体制 (平成一九年内閣府令第八一号。以下「施行 (施行規則九三条) や経営管理の状況等を (昭和二三年法律第一○三号)三四条の三 これらは、 改正法による改正後の公認会計士法 (以下「在り方懇論点整理」という) (注二) された (図表3参照 令和三年一一 (施行規則九五条)、さらに 業務の品質の管理の 論点整理 コードに沿 (施行規則九六 月一二日に公 上場企業等 月二五 改正府 会 日

[図表2] 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(令和4年5月成立)概要



会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認
- 上場会社の監査事務所に対し, 適切な体制整備を義務付け れや情報開示の充実を想定) 【公認会計+法第34条の34の14】
- ※上場会社等には,登録を受けた監査事務所から監査証明を受ける とを求める。 【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

効果的・効率的なモニタリングに向け、公認会計士・ 監査審査会に委任される立入検査権限等を見直し

【公認会計士法第49条の4第2項】

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

現行法は, 監査法人の独立性確保のため,

- ・監査法人の社員の配偶者が役員等を務める会社等に対して、
- その社員が監査に関与するか否かを問わず。

監査法人による監査業務の提供を制限

● <u>監査に関与する社員等に対象を限定</u>した制限に見直し

【公認会計十法第34条の11第1項】

その他の事項

- 企業等に勤務している公認会計士の**登録事項に「勤務先」**を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)【公認会計士法第3条】 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進 (協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)

【公認会計士法第44条第1項】

≥計+法第17**率**】

「図表3〕 公認会計十法改正に伴う改正政府令の概要

□ 令和4年公認会計士法改正に伴う改正政府令を令和5年1月25日に公布(施行は4月1日)。

1. 上場会社監査に関する登録制の導入

1. 「上場会社等」の範囲 [政令]

- 登録しなければ監査することができない「上場会社等」 の範囲を規定
 - ▶ 株券等を上場している者
 - 株券等を上場しようとする者(IPOのための有価証券 届出書を提出する者)等

2. 登録拒否要件 [政令·内閣府令]

- 登録に必要な社員の最低人数を「5人」とする[政令] 上場会社等の監査業務を公正・的確に遂行するための体 制として

- たこ 改訂品質管理基準を踏まえた体制(以下を含む) ・品質管理専担部門の設置(又は主として従事する者の
- 選任)

3. 業務管理体制の整備 [内閣府令]

- 上場被監査会社の属性に応じて,十分な知見を有する公認会計士を監査チームに配置するための体制を整備
- 監査法人のガバナンス・コードに沿って業務を行う体制, コードの適用状況を公表するための体制を整備

4. 情報開示のための体制整備 [内閣府令]

- 品質管理システムの状況, 自己評価の結果・その理由, 改 0 善策等を公表する体制の整備(法定の説明書類での開示)
- 経営管理の状況, IT監査の状況, 人材確保の状況等を公表する体制を整備

Ⅱ. 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

- 業務制限が適用される社員の範囲を規定 [政令]
 - ▶ 監査に関与する社員
 - ▶ 関与社員を管理する地位にある社員
 - 品質管理担当社員等

Ⅲ. その他の事項

- 企業等に勤務する公認会計士の登録事項として,企業の名称,勤務する施設の名称・所在地を追加[府令]
- 公認会計士登録が抹消される継続的専門研修の不受講期間を「3年」とする[府令]

〔図表4〕 監査法人のガバナンス・コード改訂の主なポイント

(平成29年3月策定, 令和5年3月改訂)

- 上場企業等の監査に関する法律上の登録制の導入に伴い,上場企業等を監査する監査法人に対し,コードに沿った業務 管理体制整備や情報開示の充実を規律づけ。日本公認会計士協会が中小監査法人の体制整備を支援。 □ 有識者検討会での議論を踏まえて,①中小監査法人による受入れに馴染む工夫や対外的な開示の促進,②監査法人のグローバル化等に対応した開示の充実等を図るため、コードの内容が監査法人の規模・特性等に応じた実効性のある規律を求めるものとなるよう、令和5年3月にコードを改訂(主な改訂部分は下線) 【監査法人が果たすべき役割】 海外ネットワーク等 国内グループ法人 監査法人の公益的な役割を確認 会計監査の品質を組織として向上(特に上場企業等の監査 |契| |契| を行う際はより一層高い品質が求められる) 開放的な組織文化・風土の醸成 投資家等 監査法人 【組織体制 (経営機能)】 投資家 経営陣の役割の明確化 経営機関等 監督·評価機関等 監督 経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任 株主 経営機関を設置しない場合も実効的な経営機能を確保 理事会等 監査委員会等 評価 【組織体制 (監督・評価機能)】 , 最高経営責任者 独立第三者 被監査会社 /____ 支援 監督・評価機関を設置しない場合も独立第三者を活用 独立第三者に期待する役割や独立性の考え方も開示 評価 CEO·CEO等 【業務運営】 監査 監査チーム 監査役等 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有 • 人材育成・人事に係る方針の策定 監査チームと被監査会社との深度ある意見交換
 - 【透明性の確保】
 - コードの適用状況に加え,[品質管理],「ガバナンス」,[IT・デジタル」,「人材」,「財務],「国際対応」の観点から開示を促進
 - グローバルに活動する場合、海外ネットワークとの関係性・位置づけ(意義・目的、リスク、契約概要等)などの開示を充実
 - 開示内容について外部との積極的な意見交換や, 監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善 (PDCAの実行)

る

現

行

0

コ

1

K.

に

0

14

7

方懇

論

点

整

理

Þ

制

社 運 多 7 る 監 Ź た実効性 監 営 コ 11 査 ること 監 査法人に 0 法 0 査 1 人に 姿を念 構 0 査 K 品質 法 成 ح 0 人 お 員 な 、確保に おけ あ σ 13 頭 け か る 留 る規 規 13 る B ょ 組 模 意 策定され る 成 , , ì 等に Ě. 織的 ~る大手 律 b 資 場 を ŧ す 会 中

と

情 コ n あ 1/4 るこ 1 報 高 開 K V 0 示 規 受入 を求 律 づ まえたも 8 n H ると ゃ 充 と ヹ 実 L 0 n L 7

制 7 上. 場 整 0 監 備 企業等を 査 ゃ 情報 事 務 開 所 監 示 K 査 対 するす に係るよ パする体 t-

> F が

が 行

公表され

た。

会報 表さ け 公認会計 で会社の Ź 計 告 士 n 注 痸 とい 監査 度部 士 迺 の Ž 品質 能 낈 カ 下 に 発 0 お 揮 確 制 11 保 度部 7 向

た 和 兀 金 年 融 月 審 議 几 会公認 日 13 公 策定時 る議 容に改 コ F 13 が 8 立

0)

改 論

訂案を

公表

L

た。

同

改

訂

案

0 一月に

41

て

は

と同

様

パ

ブ

ij

ッ

ク

コ

X

ン

1

0

手

わ

n

令

和

Ŧī.

年

月

兀

 \mathbf{H}

改 続

訂

版 注 有識

者検 ため、

討

会を再開

注

Ļ

口

12

を

経

同

検討

会は、

同

年

コ わ \bigcirc

1 た 月

の

金

|融庁に

お

11

て、 Ŧī.

令

和

四

年

望まし

いとされ

訂 1

き点

がなな

11

か 必

幅広く検討 要に応じて、

すること

そ

0

内

令

る

コ

K すべ

となるよう、

本 改 訂 の 内容

Ξ

規 そ 市 監 口 よる受入 改 な 場 査法 律 0) 1 本改 訂 参 つ を 関 バ は、 加 求 係 7 人 ル 訂 者等 11 B \mathcal{O} を ネ \mathcal{O} n 明 場 る る 規 ッ 概 13 模 要は、 b b 1 企業等を監査 馴 対 か ワ σ 染 特 13 1 となるよう む 7 性 するなど、 ク 図 工 充実 等に応じた 表 夫を 加 4 する 盟 0) 図 た開 L لح 皃 る コ お 7 直 ととも 実 小監 示を 1 ŋ 13 す 劾 F る で غ 場 査 促 性 0 あ す 内 合等 に 法 0 る。 Ь b あ 容 12 る が は グ 本 0

上

場 報 ŋ

企 告

業 13

等

OM

監 7

査

を

担

Vi

会 在

お

は、

大手 度部

たす 場 制 質 保 企業等 0 コ か 確 1 き役割、 督 保に K が構成 を監査する監 は、 評 向 され 価 監 け 機 2 査 た五 組織 能 7 法 W 人 0 (4) 査法 る 0 制 \mathcal{O} 業 が、 組 原 務運 (経営機 織 則 で 11 ع 営 ず $\widehat{(1)}$ ī あ n n 能)監査 7 (5) ば 0 0) 透 実 原 監 明 3 法 践 則 査 性 組 人 b が 0 織 0 果 묘 F. 確

により行われている。原則の構成は変えず、指針の新設または修正等原則の構成は変えず、指針の新設または修正等

原則または指針を実施することを明らかにする 改訂では、 針を実施すべきとの有識者の意見を受けて、 を理解した上で、規模・特性等を踏まえて各指 律に求めるのではなく、 え方」の いては、 また、各原則を適切に履行するための 記載内容を充実させてい 各原則の理解の助けとなるよう 監査法人が規模・特性等を踏まえて 監査法人にすべての指針 各原則の趣旨・考え方 の実施を 指針 本 た

点について解説を行う。 以下、原則・指針の順に従って、改訂され

として、 展に寄与する公益的な役割を有している。 を十分に発揮させ、 る自由闊達な議論と相互啓発を促 を果たすため、 者等の保護を図り、 て持続的に向 務情報の信 則 では、 「監査法人は、 上させるべきである」 監査法人は、 頼性を確保し、 「監査法人が果たすべ 会計監査の品質を組織とし もって国民経済 会計監査を通じて企業 法人の構成員によ 資本市場の参加 とされてい の健全な発 その能力 、き役 これ 割

ループとの関係に関して十分な開示を行うこと

資本市場の参加者等からの監査への

信

の確保につながるとともに、

資本市場

Ő

に向けた考え方や取組みなどを適切に

評

監査法人における会計監査の品質

の向

が困難になる。

グロ

ル

ネットワークやグ

スクを資本市場の参加者等が十分理解すること 品質の確保やその持続的向上に及ぼす利益とリ

原則一の「考え方」では、上場企業等の監査

が求められる」ことを強調している。 定の監査品質の確保が必要であるとの有識者の定の監査品質の確保が必要であるとの有識者の定の監査を行う監査法人て、「特に、上場企業等の監査を行う監査法人に、その規模にかかわらず、一

に対し、 業務 利益相反や独立性の懸念に対して、 か、 兼業・副業が普及・ も明らかにする必要がある。 することを求めている。 の考え方に加えて、「利益相反や独立 め どが行われている状況にかんがみ、 ているところが多く、 ての会計監査の品質の確保_ 務に与える影響を意味しているが、「組織とし などのネガティブな面の双方を含む考え方や業 は、人材育成などのポジティブな面と利 ような姿勢で対応を講じているか」を明らかに 人材の育 指針一一五では、 成 反や独立性の懸念が生じる場合はその対応策 中小監査法人では、 (グループ内を含む) 規模・特性等を踏まえて具体的 兼業・ 成・ いるか」 確保に関する考え方も含めて 副業を認めている場合には 法人の業務における非監 促進されている状況のほ を明らかにすることを求 個人事務所で税務業務な 非監査業務の位 社員の兼業が認められ の位置づけについて 一の観点から、 なお、 どのような 監査法人の 社会全体で 性 益相 置づけ にど の懸念 利益 σ 反 杳

づけが明らかにされていない場合、 よって構成されているため、 ルネットワークやグループにおける契約等に る。特に、このような関係が、 に支障をきたすリスクを生じさせる可 より、会計監査の品質の確保やその持続的向 投資等を通じて会計監査の品質の確保やそれを な関係は、 ても、グローバルネットワークへの 査法人の意思決定に影響を与え得ることなどに 持続的に向上させる効果が期待される反面、 ループ経営を行うことがみられるが、このよう 大手監査法人だけでなく中小監査法人におい 共通の監査ツールの開発やITへの その関係性や位置 個々の 会計監 加盟やグ グロー 能性 があ 査

は、 行っている監査法人が果たすべき役割として 指針一-六が新たに策定され、 ルネットワークへの加盟やグループ経営を で重要である。このような観点から、 次の項目について開示することを求めてい 指針五-三で グロ

- 監査法人の参画状況 ネットワークやグループの意思 グローバルネットワークへ **'及びその組織構造並びにグローバル** 口 1 バ ル ネットワークやグ の ル 加盟 決定への 1 プ \hat{O}
- 上に関し、グローバルネットワークやグ やリスクの概略を含む。 品質の確保やその持続的向上に及ぼす利 ープ経営を行う意義や目的 会計監査の品質の確保やその持続的向 (会計監査
- するための対応措置とその評価 ループとの関係から生じるリスクを軽減 -ワークやグループとの契約等 **〒に重要な影響を及ぼすグローバ** 査の品質の確保やその持続的向 \dot{o} ハルネッ 械 要

にならないよう留意すべきである」とされてい の構造に起因して、 懐疑心の発揮が十分に行われないということ 一被監査会社から報酬を得て行うとの会計監 ほ 原則 0) 法人の構成員による職業 「考え方」 では、 これ

> 監査の構造にだけ起因するものではないことか る」と改めることとした。 理・評価等に係る体制の整備に留意すべきであ 適切な動機付けを行う人材育成の環境や人事管 員による職業的懐疑心が十分発揮されるよう、 監査法人が果たすべき役割として、 職業的懐疑心の発揮を妨げる要因 が会計 「構成

2 中小監査法人による受入れに馴染む工

(1) 実効的な経営機能の確保

る」とされている。 に経営(マネジメント) 人全体の組織的な運営を実現するため、 は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法 原則二では、「経営機能」として、 機能を発揮すべきであ 「監査法 実効的

やグ

から、 ある。 的または実質的な違いにかかわらず、 監査を担う監査法人は、 会計士法上、監査法人に特別な機関等を設ける どの理由から、 が相互に監視してガバナンスを効かせられるな 多くは、無限責任監査法人として無限責任社員 を分ける例がみられる一方で、 の品質の確保およびその持続的向上を図る観点 ことは求められていないが、 員を中心として組織的運営を行っている。 大手監査法人では、 実 、効的な経営機能を有することが必要で 特別な経営機関を置かず代表社 意思決定機関と執行機 法人形態その他の形式 特に上場企業等の 中小監査法人の 会計監査 公認 関

> た。 もに、指針二 – 三では、「経営機関の構成員 経営機能を確保すべきである」と規定するとと まで経営機関の設置を必須としてきた規定を改 を「経営機能を果たす人員」に改めることとし て経営機関を設けないとした場合は、 め、指針二 – 一では、「規模・特性等を踏まえ こうした考え方に基づき、 原則二で 実効的な は、

原則三では、 独立性を有する外部の第三者の知見の活用

として、

すべきである」とされている。 経営機能の実効性を監督・評価し、 て、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保 査法人は、監査法人の経営から独立した立場で 「監督・評価機能」 それを通じ

参加させている例もみられる。 独立性を有する第三者を業務運営上の会議等に 関を設けていないが、その中には、 れる一方、中小監査法人の多くは監督・評 三者を含める例や独立機関を設置する例がみら 大手監査法人では、 監督・評価機関に独 たとえば、 価機 <u>1</u>

経営機能の実効性を監督・評価する機能や、そ えて監督・評価機関を設けないとした場合は、 から、指針三-一では、「規模・特性等を踏ま を有する第三者の知見を活用すべきであること いとした場合であっても、 る監査法人であれば、 こうした状況を踏まえ、上場企業等を監 を通じて実効性の発揮を支援する機能を確保 監督・評価機関を設けな 創意工夫して独立性 査す

者」に改めることとした。
督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三四では、「監督・評価機関の構成員」を「監すべきである」と規定するとともに、指針三-

性を有する第三者が期待する役割に従って貢献 各監査法人において、 る考え方」を開示することを求めているため 考え方を明らかにすべきである」と規定した。 等を踏まえて、 やガバナンス体制、 を有する第三者を活用するに当たっては、 とに留意する必要がある。 できているか、 揮を支援する機能を確保するに当たって、 三者の選任理由、 る役割や独立性に関する考え方を明らかにする るが、活用のあり方はさまざまである。 する第三者の知見を活用する方法を例示して ことが重要であることから、 - 当該第三者に期待する役割や独立性に関する 1・評価する機能や、それを通じて実効性の発 :せて、指針五 – 二では、「独立性を有する第 また、原則三の「考え方」には、 活動状況等も含めて開示するこ 独立性を有する第三者に期待す 役割、 組織的な業務運営上の課題 経営機能の実効性を監 貢献及び独立性に関す 指針三一二では、 独立性を有 独立性 規模 独立

③ 規模・特性等を踏まえた業務運

るため、原則四では、「監査法人は、規模・特模・特性等を踏まえて行われることを明確にす価機能」と同様、監査法人の業務運営も、規原則二の「経営機能」や原則三の「監督・評

とした。
とした。
とした。
とした。

古の 古の 古の は、「主人の構成員が業務と並 行して十分に能力開発に取り組むことができる では、では、できる では、できる できることが困難となっている状況であるため、 が属する公認会計士が業務と並行して能力開発 に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け に十分取り組むことができる環境整備に向け

る。

透明性確保のための適切な情報開示

3

法人は、 律づけを求めるとされ、その情報開示の内容と る監査法人に対して情報開示に係るより高い規 の評価を活用すべきである」とされてい 運営の改善に向け、 な透明性を確保すべきである。 市場の参加者等が適切に評価できるよう、 制度部会報告において、 原則 「例えば、 (五では、「透明性の確保」として、 本原則の適用状況などについて、 ①品質管理、 法人の取組みに対する内外 上場企業等を監査 また、 ② ガ バ 組織的 ナンス 「監査 十分 資本 な

> 5 タル」、「人材」、 を義務づけた。これを受けて、指針五-二で では、経営管理の状況等を公表する体制 応の六つの観点が考えられるとの意見があ ③

> IT・デジタル、 た」と記述されていることを踏まえ、 「品質管理」、「ガバナンス」、「IT・デジ 次の項目について開示することを求めてい 「財務」、「国際対応」 4人材、 ⑤財務、 の観点か 施行規則 (6) の整備 国

- 啓 役割を主体的に果たすためのトップの姿 た、自ら及び法人の構成員がそれぞれの 会計監査の品質の持続的な向上に向け
- 動の指針観及びそれを実践するための考え方や行観及びそれを実践するための考え方や行法人の構成員が共通に保持すべき価値
- 報 I: Audit Quality Indicator) 又は会計監査 のお質の向上に向けた取組みに関する資 の品質の向上に向けた取組みに関する資 を示す監査品質の指標(AQ
- **だ己** 監査法人における品質管理システム
- 経営機関等の構成や役割
- 性を有する第三者の選任理由、役割、貢監督・評価機関等の構成や役割。独立

・ 法人の業務における非監査業務献及び独立性に関する考え方

- ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の度ある監査を実現するためのIT基盤の度ある監査を実現する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深
- れない財務基盤が確保されている状況育も含めた人材育成方針 育も含めた人材育成方針
- の実効性の評価行った、監査品質の向上に向けた取組み行った、監査品質の向上に向けた取組みをへの対応状況

海外子会社等を有する被監査会社の監

考えられる項目を主体的に判断し、創意工夫に等を監査する監査法人が、自身にとって重要との開示を求めることは適切ではない。上場企業業等を監査するすべての監査法人に一律の項目模・特性等によって異なると考えられ、上場企

る。 よって充実した情報開示を行うことが期待され

また、施行規則では、組織的な運営に関するまた、施行規則では、組織的な運営に関する。また、施行規則では、出土に向けた適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けたも、このやすく説明すべきである」としている。コードの適用については、これまでコンプライ・オア・エクスプレインの手法による枠組みとなっていたが、前述のとおり公認会計士法令となっていたが、前述のとおり公認会計士法令となっていたが、前述のとおり公認会計工法令となっていたが、前述のとおり公認会計工会によった後

手法などを、十分かつ具体的に説明すること_ 指針を実施しない理由や代替的に実施している る場合については、 針を将来実施する方向であることが決まって 法の変更や、 を求めている。 合理的でないと考える場合には、 性等を踏まえて原則又は指針を実施することが え、「前文」において、「各監査法人の規模・特 ることが重要であるとの有識者の意見を踏ま ライと同等の価値があるといった認識を共有す ことが望ましい 本改訂では、丁寧なエクスプレインはコンプ 現在実施していない原則または指 なお、 それらに関しても説明する 原則および指針の実施 その原則又は

四 適用対象等

ことを説明する必要がある。
手法により、実効的な組織運営を実践している
「監査法人」を「監査事務所」に読み替えて
る「監査法人」を「監査事務所」に読み替えて
おけている。
した、上場企業等の監査を担う共同事務所や

管理の状況等が公表されることとなる タイミングで、 会計期間 七月一日 する品質管理基準」の実施日と同一の令和六年 条)についての規定は、 五条)や組織的な業務運営体制 経営管理の状況等を公表する体制 過措置を置いている(改正府令附則 る。これらの体制が整備された後のし 七月一日) なお、 施行規則の規定については、 の開始の日から適用することとして (大規模監査法人にあっては、 以後最初に開始する被監査会社等の 改訂版コードの適用状況や経営 改訂された (施行規則九六 (施行規則 「監査に関 二条 かるべき 令和五年 所要の経 (注七)。 が、

五 日本公認会計士協会への即

援が求められる。の監査を担う監査法人に対してより高い規律づの監査を担う監査法人に対してより高い規律づの監査を担う監査法人に対してより高い規律づの

この点について、有識者検討会でも、品質管理レビューを通じた適格性の確認に係る具体的な判断基準・手続を策定することが必要であてーの質および量を充実させることが必要であるといった意見が出ており、これらの意見を踏るといった意見が出ており、これらの意見を踏まえ、日本公認会計士協会において、適格性の確認手続の策定等に向けて具体的な検討が進め

より、実効的な組織運営の実現のための改革を本改訂を受けて、各監査法人は、創意工夫に

であると考えており、

日本公認会計士協会とも

えた監査法人の取組み等を資本市場の参加者等

また、金融庁としては、

改訂版コードを踏

ま

:適切に評価できる環境を整備することが重要

助な体制を整備し、コードの適用状況を各法人 切な体制を整備し、コードの適用状況を各法人 の実態に沿って具体的に説明する必要がある。 このことが担保されるよう、日本公認会計士協 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指 を活用し、職業専門家団体としての十分な指

に進めていくことも期待されている。所の監査法人への移行に向けた取組みを計画的企業等の監査を行っている個人経営の監査事務監査事務所の育成支援の一環として、現に上場監査事務所の育成支援の一環として、現に上場

六 当局の対応

ドの見直しを検討していくこととしたい。 本改訂後も継続していき、 の実効性を検証しているが、 がコードの趣旨を踏まえて構築・ 認会計士・監査審査会においては、 の実施状況をフォローアップするとともに、 査法人における実効的な組織運営に向けた改革 金融庁では、 従来から、 必要に応じて、 コードを採用した監 これらの 強化した体制 各監査法人 取組みは コー 公

したい。
ま現するための取組みを後押ししていくことと実現するための取組みを後押ししていくことと連携しながら、監査法人の実効的な組織運営を

おわりに

七

実践し、 は、 じて、 むことも重要であると考えられる。 か再点検を行い、自主的な改善に向けて取り組 機に実効的な組織運営を実現できているかどう 沿って表面的に対応するのではなく、 的な対応が求められることとなる。このこと ては、それぞれの規模・特性等を踏まえた自 していく必要があるが、 制や充実した情報開示を行うための体制を整備 は、 人にとっても同様であり、 現行のコードをすでに適用している監査法 日 改訂版コードに沿った業務を実施する体 本公認会計士協会による指導・ 企業等を監査する中小監査法人にお 実効的な組織運営を実現するかにつ 改訂版コードをい コードの改訂箇所に 本改訂を 支援を通

実効的な組織運営の実現のための改革をさらに をめぐる状況の変化や、 監査法人が、改訂版コードを実践し、 不可欠である。 は、 ラである会計監査の品質を向上させるため、 期待を踏まえ、それぞれの創意工夫により、 上場企業等の財務報告における信頼 わが国資本市場の適切な機能発揮 資本市場を支える重要なインフ 会計監査に対する社会 会計監査 のために 性 の 確保

強力に進めていくことを期待したい。

注 230324.html)° ps://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324/20 の改訂について」(令和五年三月二四日) する原則』(監査法人のガバナンス・コード) 金融庁「『監査法人の組織的な運営に関

注二) 金融庁「令和四年公認会計士法等改正に 0125/20230125.html) $\ \square$) (https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/2023 メントの結果等について」(令和五年一 係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコ 金融庁「『会計監査の在り方に関する懇 一月二五

0104.html) 会』報告の公表について」(令和四年一月四日 fsa.go.jp/news/r3/singi/20211112.html)° いて」(令和三年一一月一二日)(https://www (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/2022 金融庁「金融審議会『公認会計士制度部

談会 (令和三事務年度)』 論点整理の公表につ

注五 (注六) 改訂案について、 から令和五年一月三一日までの間、 月以降三回開催された。 を行った。本改訂に向けた議論は令和四年一〇 回にわたり開催され、コード策定に向けた議論 有識者検討会は、平成二八年七月以降五 令和四年一二月二六日 パブリック

(注七) された。 「監査品質に関する報告書」など、 公表媒体を特段定めていないが、 一般に閲 たとえ

ついては、三の個人および団体から意見が提出

コメント手続が行われた。

その結果、

改訂案に

を削除している。 いなかったため、 を例示していたが、当該名称は実務に浸透して 般に閲覧可能な文書として、「透明性報告書 ととしている。なお、 制上の書類として、「監査品質のマネジメント 九六条による公表事項を記載するための自主規 務所の支援の観点から、 覧可能な文書等により公表されることとなる に関する年次報告書」 日本公認会計士協会は、 本改訂では「透明性報告書 の作成・公表を求めるこ 改訂前のコードでは、 施行規則九五条および 主に中小監査事

(おざく・けいすけ)さいとう・たかふみ

商事法務研究会入会のご案内

当会では、年会費60,000円 (不課税) で、旬刊商事法務の無償提供のほか、 多数の会員特典 をご提供しています。定期購読者の皆様は当会への入会をぜひご検討ください。

- 旬刊商事法務データベース(創刊号~最新号)へのアクセス権
- 会員定例解説会への参加資格
- 株式会社商事法務刊行書籍の割引販売(2割引)

その他特典・お申込み方法は、当会HP「入会・購読のご案内」をご覧ください。

お問い合わせ先

電話:03 (6262) 6725 会員管理担当 E-mail: order@shojihomu.or.jp